

令和8年3月9日
東日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社

二輪車 ETC の個人情報登録制度 廃止のお知らせ

東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社の六会社は、令和7年12月18日付け『二輪車 ETC 登録規約で定める個人情報の取得終了のお知らせ』にて、同月22日以降二輪車 ETC 登録規約に基づくお客さまの個人情報の取得を行わないことのお知らせしたところで

す。
このたび、個人情報取得の終了に伴い、関連規程類の改正や保管する個人情報の削除などの目的が立ったことから、令和8年3月31日（火）をもって、二輪車 ETC 登録制度を廃止するとともに、二輪車 ETC 登録事務局を閉局することとしましたのでお知らせします。

1. 二輪車 ETC 登録制度の廃止日

令和8年3月31日（火）

2. 二輪車 ETC 登録制度の廃止に伴う関連規程類の改正について

令和8年3月31日（火）をもって、二輪車 ETC 登録規約を廃止する。（別添1）

令和8年4月1日（水）に、ETC システム利用規程（令和8年3月9日改正）を適用する。（別添2）

3. 個人情報の取り扱いについて

制度の廃止に伴い、これまでお預かりしておりました、二輪車で ETC システムをご利用のお客さまの個人情報は、個人情報保護法に基づき、令和8年3月31日（火）までに復元不可能な方法で適切に廃棄いたします。

4. 廃棄の対象となる個人情報

二輪車 ETC 登録規約第3条で収集・保有することを定めた個人情報

5. 事務局の閉局について

二輪車 ETC 登録事務局は令和8年3月31日（火）をもって閉局します。

二輪車 ETC 登録事務局の閉局日以降のお問い合わせにつきましては下記のお客さまセンターへお問い合わせください。

お問い合わせ先 (お客さま専用)	<p>○令和8年3月31日(火)までのお問い合わせ先 二輪車ETC登録事務局 TEL. 045-477-1160 (受付時間 9時~17時) (土・日・祝休日を除きます。)</p> <p>○令和8年4月1日(水)以降のお問い合わせ先 NEXCO 東日本お客さまセンター TEL : 0570-024-024 (または 03-5308-2424) ※24時間 (年中無休)</p>
---------------------	---

二輪車 ETC 登録規約

現行〔令和 6 年 8 月 1 日改正版〕	令和 8 年 3 月 9 日改正版								
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規約は、ETC システム利用規程（以下「利用規程」といいます。）第 3 条第 4 号に基づき、ETC システム取扱道路管理者である東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」といいます。）が管理する ETC システムに登録された二輪車で ETC システムを利用する者（以下「二輪車 ETC 登録者」といいます。）の個人情報等を六会社を取り扱うにあたり必要な事項を定めたものです。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この規約の中で使用する用語は、別段の定めがない限り、利用規程において使用する用語の例によるものとします。</p> <p>(個人情報等の収集・保有)</p> <p>第 3 条 二輪車 ETC 登録者は、六会社が次の各号に掲げる情報（以下これらを総称して「個人情報等」といいます。）を、第 8 条に定める措置を講じた上で収集・保有することに同意するものとします。</p> <p>一.申込者の氏名、住所及び電話番号の情報並びにこの規約に基づく届出又は電話等でのお問合せ等により六会社が知り得た氏名等の情報（申込者と登録しようとする二輪車の自動車検査証又は軽自動車届出済証に記載されている使用者が異なる場合は、当該使用者の氏名及び住所の情報も含まれます。）</p> <p>二.登録しようとする二輪車の自動車検査証（登録しようとする二輪車が軽自動車である場合は、軽自動車届出済証とします。）に記載の情報のうち、下表に定める情報</p> <table border="1" data-bbox="100 1138 1466 1411"> <thead> <tr> <th data-bbox="100 1138 783 1184">自動車検査証に記載されている情報</th> <th data-bbox="783 1138 1466 1184">軽自動車届出済証に記載されている情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="100 1184 783 1411">車両番号、車名、型式、自動車の種別、用途、自家用・事業用の別、車体の形状、乗車定員、最大積載量、車両重量、車両総重量、長さ、幅、高さ、燃料の種類、前軸重、後軸重、総排気量又は定格出力、その他車両特記事項に関する情報</td> <td data-bbox="783 1184 1466 1411">車両番号、車名、型式、乗車定員、自家用・事業用の別、用途、その他車両特記事項に関する情報</td> </tr> </tbody> </table> <p>三.登録しようとする二輪車に取り付ける車載器の車載器管理番号、型式登録番号、製造者、型式の情報</p> <p>四.六会社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている情報</p> <p>五.官報や電話帳等の公開情報</p> <p>(個人情報等の利用・提供)</p> <p>第 4 条 二輪車 ETC 登録者は、六会社が次の各号に掲げる利用目的のために前条各号に定める個人情報等を利用することに同意するものとします。</p> <p>一.安全通行の案内を行う場合や、六会社が管理する道路の通行料金の請求を行うために利用する場合など、二輪車 ETC サービス（二輪車で ETC システムを利用するサービスをいいます。以下同じです。）を提供するために利用する場合</p> <p>二.二輪車 ETC サービスに付随するサービスを提供するために利用する場合</p> <p>三.お客様からのお問い合わせ等に対応する業務に利用する場合</p>	自動車検査証に記載されている情報	軽自動車届出済証に記載されている情報	車両番号、車名、型式、自動車の種別、用途、自家用・事業用の別、車体の形状、乗車定員、最大積載量、車両重量、車両総重量、長さ、幅、高さ、燃料の種類、前軸重、後軸重、総排気量又は定格出力、その他車両特記事項に関する情報	車両番号、車名、型式、乗車定員、自家用・事業用の別、用途、その他車両特記事項に関する情報	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規約は、ETC システム利用規程（以下「利用規程」といいます。）第 3 条第 4 号に基づき、ETC システム取扱道路管理者である東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」といいます。）が管理する ETC システムに登録された二輪車で ETC システムを利用する者（以下「二輪車 ETC 登録者」といいます。）の個人情報等を六会社を取り扱うにあたり必要な事項を定めたものです。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この規約の中で使用する用語は、別段の定めがない限り、利用規程において使用する用語の例によるものとします。</p> <p>(個人情報等の収集・保有)</p> <p>第 3 条 二輪車 ETC 登録者は、六会社が次の各号に掲げる情報（以下これらを総称して「個人情報等」といいます。）を、第 8 条に定める措置を講じた上で収集・保有することに同意するものとします。</p> <p>一.申込者の氏名、住所及び電話番号の情報並びにこの規約に基づく届出又は電話等でのお問合せ等により六会社が知り得た氏名等の情報（申込者と登録しようとする二輪車の自動車検査証又は軽自動車届出済証に記載されている使用者が異なる場合は、当該使用者の氏名及び住所の情報も含まれます。）</p> <p>二.登録しようとする二輪車の自動車検査証（登録しようとする二輪車が軽自動車である場合は、軽自動車届出済証とします。）に記載の情報のうち、下表に定める情報</p> <table border="1" data-bbox="1501 1138 2873 1411"> <thead> <tr> <th data-bbox="1501 1138 2184 1184">自動車検査証に記載されている情報</th> <th data-bbox="2184 1138 2873 1184">軽自動車届出済証に記載されている情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1501 1184 2184 1411">車両番号、車名、型式、自動車の種別、用途、自家用・事業用の別、車体の形状、乗車定員、最大積載量、車両重量、車両総重量、長さ、幅、高さ、燃料の種類、前軸重、後軸重、総排気量又は定格出力、その他車両特記事項に関する情報</td> <td data-bbox="2184 1184 2873 1411">車両番号、車名、型式、乗車定員、自家用・事業用の別、用途、その他車両特記事項に関する情報</td> </tr> </tbody> </table> <p>三.登録しようとする二輪車に取り付ける車載器の車載器管理番号、型式登録番号、製造者、型式の情報</p> <p>四.六会社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている情報</p> <p>五.官報や電話帳等の公開情報</p> <p>(個人情報等の利用・提供)</p> <p>第 4 条 二輪車 ETC 登録者は、六会社が次の各号に掲げる利用目的のために前条各号に定める個人情報等を利用することに同意するものとします。</p> <p>一.安全通行の案内を行う場合や、六会社が管理する道路の通行料金の請求を行うために利用する場合など、二輪車 ETC サービス（二輪車で ETC システムを利用するサービスをいいます。以下同じです。）を提供するために利用する場合</p> <p>二.二輪車 ETC サービスに付随するサービスを提供するために利用する場合</p> <p>三.お客様からのお問い合わせ等に対応する業務に利用する場合</p>	自動車検査証に記載されている情報	軽自動車届出済証に記載されている情報	車両番号、車名、型式、自動車の種別、用途、自家用・事業用の別、車体の形状、乗車定員、最大積載量、車両重量、車両総重量、長さ、幅、高さ、燃料の種類、前軸重、後軸重、総排気量又は定格出力、その他車両特記事項に関する情報	車両番号、車名、型式、乗車定員、自家用・事業用の別、用途、その他車両特記事項に関する情報
自動車検査証に記載されている情報	軽自動車届出済証に記載されている情報								
車両番号、車名、型式、自動車の種別、用途、自家用・事業用の別、車体の形状、乗車定員、最大積載量、車両重量、車両総重量、長さ、幅、高さ、燃料の種類、前軸重、後軸重、総排気量又は定格出力、その他車両特記事項に関する情報	車両番号、車名、型式、乗車定員、自家用・事業用の別、用途、その他車両特記事項に関する情報								
自動車検査証に記載されている情報	軽自動車届出済証に記載されている情報								
車両番号、車名、型式、自動車の種別、用途、自家用・事業用の別、車体の形状、乗車定員、最大積載量、車両重量、車両総重量、長さ、幅、高さ、燃料の種類、前軸重、後軸重、総排気量又は定格出力、その他車両特記事項に関する情報	車両番号、車名、型式、乗車定員、自家用・事業用の別、用途、その他車両特記事項に関する情報								

四.六会社の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内のために利用する場合
 五.六会社のマーケティング活動、商品開発のために利用する場合
 六.六会社以外の宣伝物・印刷物の送付等を外部から受託して行うために利用する場合
 七.道路利用の状況を把握するために、個人を識別できない情報を作成する場合
 2 六会社は、二輪車 ETC 登録者の個人情報等を、次の各号に定める場合を除き、二輪車 ETC 登録者ご自身の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。

一.六会社以外の有料道路事業者（以下「他の事業者」といいます。）が、前項第 1 号又は第 2 号に定める目的のために利用する必要があると六会社に申し出た場合において、当該申し出を行った他の事業者に必要な最低限の情報を提供する場合
 二.二輪車 ETC サービス及び付随するサービスの提供に必要な事務を委託するために、個人情報等の保護を誓約した委託先に必要最低限の情報を提供する場合
 三.法令により開示を求められた場合

（個人情報等の共同利用）
 第 5 条 六会社は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 27 条第 5 項第 3 号に規定する第三者提供の制限の例外として、個人情報等を共同して利用することとし、共同して利用する項目等は次のとおりとします。

一.共同して利用する個人情報等の項目：第 3 条に規定する個人情報等
 二.共同して利用する者の範囲：六会社（東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社）
 三.利用する者の利用目的
 ・安全通行の案内を行う場合や、六会社が管理する道路の通行料金の請求を行うために用する場合など、二輪車 ETC サービスを提供するために利用する場合
 ・二輪車 ETC サービスの提供に付随する業務に利用する場合
 ・お客様からのお問い合わせ等に対応する業務に利用する場合
 ・六会社の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内のために利用する場合
 ・六会社のマーケティング活動、商品開発のために利用する場合
 ・六会社以外の宣伝物・印刷物の送付等を外部から受託して行うために利用する場合
 ・道路利用の状況を把握するために、個人を識別できない情報を作成する場合
 四.当該個人情報等の管理について責任を有する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名：各共同利用者が責任を有します。第 12 条に記載の WEB サイトからご確認ください。

（個人情報等の変更等）
 第 6 条 二輪車 ETC 登録者は、次の表に掲げる個人情報等に変更があった場合は、すみやかに、次表に掲げる届け出方法により第 15 条に定める事務局に届け出てください。

個人情報等	届け出方法	備考
氏名	所定の書面	婚姻、養子縁組等法律上氏名の変更があった場合に限りま
住所	電話又は所定の書面	
電話番号	電話又は所定の書面	

四.六会社の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内のために利用する場合
 五.六会社のマーケティング活動、商品開発のために利用する場合
 六.六会社以外の宣伝物・印刷物の送付等を外部から受託して行うために利用する場合
 七.道路利用の状況を把握するために、個人を識別できない情報を作成する場合
 2 六会社は、二輪車 ETC 登録者の個人情報等を、次の各号に定める場合を除き、二輪車 ETC 登録者ご自身の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。

一.六会社以外の有料道路事業者（以下「他の事業者」といいます。）が、前項第 1 号又は第 2 号に定める目的のために利用する必要があると六会社に申し出た場合において、当該申し出を行った他の事業者に必要な最低限の情報を提供する場合
 二.二輪車 ETC サービス及び付随するサービスの提供に必要な事務を委託するために、個人情報等の保護を誓約した委託先に必要最低限の情報を提供する場合
 三.法令により開示を求められた場合

（個人情報等の共同利用）
 第 5 条 六会社は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 27 条第 5 項第 3 号に規定する第三者提供の制限の例外として、個人情報等を共同して利用することとし、共同して利用する項目等は次のとおりとします。

一.共同して利用する個人情報等の項目：第 3 条に規定する個人情報等
 二.共同して利用する者の範囲：六会社（東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社）
 三.利用する者の利用目的
 ・安全通行の案内を行う場合や、六会社が管理する道路の通行料金の請求を行うために用する場合など、二輪車 ETC サービスを提供するために利用する場合
 ・二輪車 ETC サービスの提供に付随する業務に利用する場合
 ・お客様からのお問い合わせ等に対応する業務に利用する場合
 ・六会社の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内のために利用する場合
 ・六会社のマーケティング活動、商品開発のために利用する場合
 ・六会社以外の宣伝物・印刷物の送付等を外部から受託して行うために利用する場合
 ・道路利用の状況を把握するために、個人を識別できない情報を作成する場合
 四.当該個人情報等の管理について責任を有する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名：各共同利用者が責任を有します。第 12 条に記載の WEB サイトからご確認ください。

（個人情報等の変更等）
 第 6 条 二輪車 ETC 登録者は、次の表に掲げる個人情報等に変更があった場合は、すみやかに、次表に掲げる届け出方法により第 15 条に定める事務局に届け出てください。

個人情報等	届け出方法	備考
氏名	所定の書面	婚姻、養子縁組等法律上氏名の変更があった場合に限りま
住所	電話又は所定の書面	
電話番号	電話又は所定の書面	

車両情報	所定の書面	第3条第2号に定める情報
車載器情報	所定の書面	第3条第3号に定める情報

2.二輪車 ETC 登録者は、登録に係る二輪車を保有しなくなった場合、又は車載器を保有しなくなった場合は、すみやかに、所定の書面により第15条に定める事務局に届け出てください。

3.電話による個人情報等の変更等にあつては、本人確認を得ることとし、本人確認を以て、手続きにかかる同意があつたものとみなします。

（登録に係る通信費用等）

第7条 個人情報等の登録、又は変更、その他個人情報等に関するお問合せに係る二輪車 ETC 登録者からの通信費用及び郵送費用は二輪車 ETC 登録者の負担となります。

（個人情報等の適正管理）

第8条 六会社は、個人情報等の重要性を認識し、その保護の徹底をはかり、二輪車 ETC 登録者から信頼していただけるように、個人情報に関する法律等を遵守するとともに、次の各項目に定める事項を基本方針として、二輪車 ETC 登録者の個人情報等の保護に万全を尽くします。

1.管理のための措置

一.六会社がそれぞれ定める個人情報の保護に関する規程等にしがって、情報の適切な取扱いに関する担当者教育の徹底、内部管理体制の構築、運用及びシステムの安全対策を実施することにより、個人情報等を厳重に保護します。

二.六会社は、二輪車 ETC サービスに関して、二輪車 ETC 登録者により良いサービスを提供するために、個人情報等を正確かつ最新のものに保つよう努力します。

三.六会社は、収集した個人情報等が第4条に掲げる利用目的の達成に必要ななくなった場合は、速やかに消去又は破棄します。

四.六会社は、個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止など個人情報等の適切な管理を行います。

2.個人情報等の処理に従事する者の責任

二輪車 ETC サービス及び付随するサービスの提供に関して、個人情報等の処理を行う六会社の社員、あるいは行った社員は、職務上知り得た個人情報等の内容のみだりに他人に知らせたり、不当な目的で用いたりしません。

3.個人情報等の処理に関する外部委託

六会社は、第4条第2項の規定に基づき、委託先に個人情報等を提供する場合、個人情報等を適正に取り扱っていると認められる委託先を選定し、委託契約等において、個人情報等の管理、秘密保持、再提供の禁止等、個人情報等の漏えい等の事故をおこさないように必要な事項を取り決めるとともに、適切な管理を実施させます。

4.個人情報等の保護管理者

一.六会社は、個人情報等を適正に管理するため、個人情報保護管理者を置きます。

二.個人情報保護管理者は、個人情報等を適正に管理するため、各処理等に従事する社員の事務の範囲及びその責任を明確にします。

5.ご意見対応

六会社は、個人情報等の利用、提供、開示又は個人情報等の訂正等のお申し出に関するご意見、その他個人情報等の取扱いに関するご意見に対して、適切かつ迅速な対応に努めます。

6.お問合せについて

個人情報等に関する手続きのお問合せについては、第15条に記載する窓口でお受けします。

車両情報	所定の書面	第3条第2号に定める情報
車載器情報	所定の書面	第3条第3号に定める情報

2.二輪車 ETC 登録者は、登録に係る二輪車を保有しなくなった場合、又は車載器を保有しなくなった場合は、すみやかに、所定の書面により第15条に定める事務局に届け出てください。

3.電話による個人情報等の変更等にあつては、本人確認を得ることとし、本人確認を以て、手続きにかかる同意があつたものとみなします。

（登録に係る通信費用等）

第7条 個人情報等の登録、又は変更、その他個人情報等に関するお問合せに係る二輪車 ETC 登録者からの通信費用及び郵送費用は二輪車 ETC 登録者の負担となります。

（個人情報等の適正管理）

第8条 六会社は、個人情報等の重要性を認識し、その保護の徹底をはかり、二輪車 ETC 登録者から信頼していただけるように、個人情報に関する法律等を遵守するとともに、次の各項目に定める事項を基本方針として、二輪車 ETC 登録者の個人情報等の保護に万全を尽くします。

1.管理のための措置

一.六会社がそれぞれ定める個人情報の保護に関する規程等にしがって、情報の適切な取扱いに関する担当者教育の徹底、内部管理体制の構築、運用及びシステムの安全対策を実施することにより、個人情報等を厳重に保護します。

二.六会社は、二輪車 ETC サービスに関して、二輪車 ETC 登録者により良いサービスを提供するために、個人情報等を正確かつ最新のものに保つよう努力します。

三.六会社は、収集した個人情報等が第4条に掲げる利用目的の達成に必要ななくなった場合は、速やかに消去又は破棄します。

四.六会社は、個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止など個人情報等の適切な管理を行います。

2.個人情報等の処理に従事する者の責任

二輪車 ETC サービス及び付随するサービスの提供に関して、個人情報等の処理を行う六会社の社員、あるいは行った社員は、職務上知り得た個人情報等の内容のみだりに他人に知らせたり、不当な目的で用いたりしません。

3.個人情報等の処理に関する外部委託

六会社は、第4条第2項の規定に基づき、委託先に個人情報等を提供する場合、個人情報等を適正に取り扱っていると認められる委託先を選定し、委託契約等において、個人情報等の管理、秘密保持、再提供の禁止等、個人情報等の漏えい等の事故をおこさないように必要な事項を取り決めるとともに、適切な管理を実施させます。

4.個人情報等の保護管理者

一.六会社は、個人情報等を適正に管理するため、個人情報保護管理者を置きます。

二.個人情報保護管理者は、個人情報等を適正に管理するため、各処理等に従事する社員の事務の範囲及びその責任を明確にします。

5.ご意見対応

六会社は、個人情報等の利用、提供、開示又は個人情報等の訂正等のお申し出に関するご意見、その他個人情報等の取扱いに関するご意見に対して、適切かつ迅速な対応に努めます。

6.お問合せについて

個人情報等に関する手続きのお問合せについては、第15条に記載する窓口でお受けします。

（個人情報等の開示・訂正・削除）

第 9 条 二輪車 ETC 登録者は、六会社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、二輪車 ETC 登録者自身の個人情報等を開示するよう請求することができます。この場合、六会社は、二輪車 ETC サービス及び付随するサービスの提供に著しい支障をおよぼす場合又は他の法令に違反することとなる場合を除き、遅滞なくこれを二輪車 ETC 登録者に開示します。

2.六会社は、個人情報等の開示を受けた二輪車 ETC 登録者から、開示に係る個人情報等の内容が事実でないという理由により内容の訂正又は削除を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく調査を行い、必要に応じ適切な措置を講じた上で、その結果に基づき、個人情報等の内容の訂正又は削除を行います。

3.六会社は、前項の規定に基づき求められた個人情報等の内容について訂正若しくは削除を行ったとき、又は、訂正若しくは削除を行わない旨の決定をしたときは、当該二輪車 ETC 登録者に対し、遅滞なく、その旨を通知します。

（個人情報等の開示等の請求手続き）

第 10 条 六会社は個人情報等の本人又はその代理人からの、次の内容の請求に対応します。

一.開示等の請求の内容

- ・利用目的の通知
- ・開示
- ・内容の訂正、追加又は削除
- ・利用の停止、消去又は第三者への提供の停止

二.開示等の請求先

六会社のいずれか一社（請求先は各高速道路会社により異なります。）

詳しくは第 12 条に記載の各高速道路会社の WEB サイトをご確認ください。

なお、個人情報等の開示等の請求は、請求先の高速道路会社の個人情報等に限らず、六会社全ての個人情報等を対象といたします。

（個人情報等の開示等の請求手続き以外のお問合せ）

第 11 条 お客様の個人情報等に関する手続きのお問い合わせ（個人情報等に関する開示等の請求手続きを除きます。）については、二輪車 ETC 登録事務局でお受けいたします。

お客様の通話においては、通話内容の確認とサービス品質向上のため、録音させていただきます。

（個人情報取扱事業者の名称・住所・代表者の氏名及び苦情のお問合せ窓口）

第 12 条 個人情報取扱事業者の名称・住所・代表者の氏名及びお問合せ窓口は以下に記載の各高速道路会社の WEB サイトからご確認ください。

●東日本高速道路株式会社

https://www.e-nexco.co.jp/privacy_policy/details.html

●首都高速道路株式会社

<https://www.shutoko.co.jp/policy/customer/>

●中日本高速道路株式会社

https://www.c-nexco.co.jp/privacy_policy/02.html

（個人情報等の開示・訂正・削除）

第 9 条 二輪車 ETC 登録者は、六会社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、二輪車 ETC 登録者自身の個人情報等を開示するよう請求することができます。この場合、六会社は、二輪車 ETC サービス及び付随するサービスの提供に著しい支障をおよぼす場合又は他の法令に違反することとなる場合を除き、遅滞なくこれを二輪車 ETC 登録者に開示します。

2.六会社は、個人情報等の開示を受けた二輪車 ETC 登録者から、開示に係る個人情報等の内容が事実でないという理由により内容の訂正又は削除を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく調査を行い、必要に応じ適切な措置を講じた上で、その結果に基づき、個人情報等の内容の訂正又は削除を行います。

3.六会社は、前項の規定に基づき求められた個人情報等の内容について訂正若しくは削除を行ったとき、又は、訂正若しくは削除を行わない旨の決定をしたときは、当該二輪車 ETC 登録者に対し、遅滞なく、その旨を通知します。

（個人情報等の開示等の請求手続き）

第 10 条 六会社は個人情報等の本人又はその代理人からの、次の内容の請求に対応します。

一.開示等の請求の内容

- ・利用目的の通知
- ・開示
- ・内容の訂正、追加又は削除
- ・利用の停止、消去又は第三者への提供の停止

二.開示等の請求先

六会社のいずれか一社（請求先は各高速道路会社により異なります。）

詳しくは第 12 条に記載の各高速道路会社の WEB サイトをご確認ください。

なお、個人情報等の開示等の請求は、請求先の高速道路会社の個人情報等に限らず、六会社全ての個人情報等を対象といたします。

（個人情報等の開示等の請求手続き以外のお問合せ）

第 11 条 お客様の個人情報等に関する手続きのお問い合わせ（個人情報等に関する開示等の請求手続きを除きます。）については、二輪車 ETC 登録事務局でお受けいたします。

お客様の通話においては、通話内容の確認とサービス品質向上のため、録音させていただきます。

（個人情報取扱事業者の名称・住所・代表者の氏名及び苦情のお問合せ窓口）

第 12 条 個人情報取扱事業者の名称・住所・代表者の氏名及びお問合せ窓口は以下に記載の各高速道路会社の WEB サイトからご確認ください。

●東日本高速道路株式会社

https://www.e-nexco.co.jp/privacy_policy/details.html

●首都高速道路株式会社

<https://www.shutoko.co.jp/policy/customer/>

●中日本高速道路株式会社

https://www.c-nexco.co.jp/privacy_policy/02.html

●西日本高速道路株式会社

<https://www.w-nexco.co.jp/privacypolicy/privacypolicy.html>

●阪神高速道路株式会社

<https://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/policy/riyomokuteki.html>

●本州四国連絡高速道路株式会社

https://www.jb-honshi.co.jp/customer_index/private/privacy.html

(規約に不同意の場合)

第 13 条 六会社は、二輪車 ETC 登録者が情報の全部又は一部の登録を拒否する場合及びこの規約の内容の全部又は一部を承認できない場合、登録をお断りすることや登録の抹消の手続きをとることがあります。この場合、六会社は、二輪車 ETC 登録者に対する利用規程第 3 条第 4 号に定めるセットアップをお断りすることがあります。

(規約の変更)

第 14 条 六会社は、二輪車 ETC 登録者に通知することなく、この規約を変更することがあります。この場合、変更した規約の実施日以降は、変更後の規約の内容がすべて従前の規約の内容に優先するものとします。

2.六会社は前項の変更を行った場合、変更内容を六会社のホームページ等に掲示する等の方法で周知します。

3.六会社は、第 1 項の変更によって二輪車 ETC 登録者が被った損害について、一切責任を負いません。

(取扱窓口)

第 15 条 個人情報等の開示等の請求手続き以外で、この規約に基づく各種手続き・お問合わせ・ご相談にかかる取扱窓口は、二輪車 ETC 登録事務局とし、連絡先及び受付時間は、この規約の適用時においては以下のとおりとします。

<二輪車 ETC 登録事務局>

〒222-8512 (※郵送の場合、住所記載不要)

電話番号 045-477-1160

受付時間 9時～17時

(土・日・祝休日(年末年始を含む。))を除きます。)

2.六会社は二輪車 ETC 登録事務局の連絡先及び受付時間を変更した場合、六会社のホームページ等に掲示する等の方法で周知します。

附則

1.この規約は、令和 6 年 8 月 1 日から適用します。

2.令和 4 年 4 月 1 日付け二輪車 ETC 登録規約(以下「旧規約」といいます。)は、この規約の適用をもって廃止します。この場合、旧規約に基づき収集・保有された個人情報等は、この規約に基づき収集・保有されたものとみなします。また、二輪車 ETC 登録者による旧規約に基づく同意は、この規約に基づく同意とみなします。

●西日本高速道路株式会社

<https://www.w-nexco.co.jp/privacypolicy/privacypolicy.html>

●阪神高速道路株式会社

<https://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/policy/riyomokuteki.html>

●本州四国連絡高速道路株式会社

https://www.jb-honshi.co.jp/customer_index/private/privacy.html

(規約に不同意の場合)

第 13 条 六会社は、二輪車 ETC 登録者が情報の全部又は一部の登録を拒否する場合及びこの規約の内容の全部又は一部を承認できない場合、登録をお断りすることや登録の抹消の手続きをとることがあります。この場合、六会社は、二輪車 ETC 登録者に対する利用規程第 3 条第 4 号に定めるセットアップをお断りすることがあります。

(規約の変更)

第 14 条 六会社は、二輪車 ETC 登録者に通知することなく、この規約を変更することがあります。この場合、変更した規約の実施日以降は、変更後の規約の内容がすべて従前の規約の内容に優先するものとします。

2.六会社は前項の変更を行った場合、変更内容を六会社のホームページ等に掲示する等の方法で周知します。

3.六会社は、第 1 項の変更によって二輪車 ETC 登録者が被った損害について、一切責任を負いません。

(取扱窓口)

第 15 条 個人情報等の開示等の請求手続き以外で、この規約に基づく各種手続き・お問合わせ・ご相談にかかる取扱窓口は、二輪車 ETC 登録事務局とし、連絡先及び受付時間は、この規約の適用時においては以下のとおりとします。

<二輪車 ETC 登録事務局>

〒222-8512 (※郵送の場合、住所記載不要)

電話番号 045-477-1160

受付時間 9時～17時

(土・日・祝休日(年末年始を含む。))を除きます。)

2.六会社は二輪車 ETC 登録事務局の連絡先及び受付時間を変更した場合、六会社のホームページ等に掲示する等の方法で周知します。

附則

1.この規約は、令和 6 年 8 月 1 日から適用します。

2.この規約は、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止します。

3.令和 4 年 4 月 1 日付け二輪車 ETC 登録規約(以下「旧規約」といいます。)は、この規約の適用をもって廃止します。この場合、旧規約に基づき収集・保有された個人情報等は、この規約に基づき収集・保有されたものとみなします。また、二輪車 ETC 登録者による旧規約に基づく同意は、この規約に基づく同意とみなします。

改正前（令和7年11月9日適用）	改正後（令和8年4月1日適用）
<p style="text-align: center;">E T Cシステム利用規程</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この利用規程は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）（以下「省令」といいます。）第2条第1項に基づく公告又は公示を行った地方道路公社又は都道府県若しくは市町村である道路管理者をいいます。以下同じです。）が省令第2条第2項の規定に基づき、周知すべき事項を定めたものです。</p> <p>（遵守事項）</p> <p>第2条 無線通信により通行料金の支払いに必要な手続を自動的に行う仕組み（以下「E T Cシステム」といいます。）を利用しようとする者は、この利用規程を遵守しなければいけません。遵守しない場合は、E T Cシステムを使用して通行料金を収受する東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等（以下「E T Cシステム取扱道路管理者」といいます。）は、E T Cシステムの利用を拒絶することがあります。</p> <p>（利用に必要な手続）</p> <p>第3条 E T Cシステムを利用しようとする者は、第一号に掲げる手続を経た上、第二号から第四号に掲げる手続を行わなければいけません。</p> <p>一 E T Cシステム取扱道路管理者又はE T Cシステム取扱道路管理者との契約に基づきE T Cカード（車載器（自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車）をいいます。以下同じです。）に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を送信する無線機をいいます。以下同じです。）に挿入して車載器を作動し、及び通行料金の支払いに必要な情報を記録するカードをいいます。以下同じです。）を発行する者の定める手続によりE T Cカードの貸与を受けること。</p> <p>二 E T Cシステムを利用する自動車に車載器メーカーが適合するものと定めた車載器を購入その他の方法により取得すること。</p> <p>三 前号で取得した車載器を、車載器メーカーが示す方法により自動車に取り付けること。</p> <p>四 省令第4条第1項第三号に規定する一般財団法人が定める方法により、第二号で取得した車載器を通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすること（以下「セットアップ」といいます。）。<u>ただし、二輪車（道路運送車両法第3条の小型自動車又は軽自動車である二輪自動車（側車付二輪自動車（またがり式の座席、ハンドルバー方式のかじ取り装置及び3個の車輪を備え、かつ、運転者席の側方が開放された自動車であって、三輪幌型自動車として登録されている自動車を含みます。以下同じです。）を含みます。）をいいます。以下同じです。）でE T Cシステムを利用する者は、セットアップに先立ち、E T Cシステム取扱道路管理者が別に定めるところに従い、所定の事項をE T Cシステム取扱道路管理者に登録すること。</u></p> <p>（車載器の取扱い）</p> <p>第4条 車載器の分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってははいけません。</p> <p>2 車載器のアンテナ周辺に物を置くなどして電波をさえぎってははいけません。</p> <p>3 車載器を取得した者は、車載器の取り付けられた自動車のナンバープレート（自動車登録番号標及び車両番号標をいいます。）が変更になった場合、車載器の取り付けられた自動車をけん引できる構造に改造した場合、車載器を他の自動車に付け換えた場合等セットアップされている情報に変更が生じた場合には、再度セットアップをしなければいけません。</p> <p>（E T Cカードの取扱い）</p> <p>第5条 E T Cカードの分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってははいけません。</p> <p>2 E T Cカードの貸与を受けた者は、E T Cカードを紛失、盗難等により亡失した場合及び貸与されたE T Cカードが破損、変形した場合は、ただちにその旨をE T Cカードを発行した者に通知してください。</p> <p>3 有効期限が経過しているE T Cカード及びE T Cシステム取扱道路管理者又はE T Cシステム取扱道路管理者との契約に基づきE T Cカードを発行する者が無効としたE T Cカードは利用することができません。</p>	<p style="text-align: center;">E T Cシステム利用規程</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この利用規程は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）（以下「省令」といいます。）第2条第1項に基づく公告又は公示を行った地方道路公社又は都道府県若しくは市町村である道路管理者をいいます。以下同じです。）が省令第2条第2項の規定に基づき、周知すべき事項を定めたものです。</p> <p>（遵守事項）</p> <p>第2条 無線通信により通行料金の支払いに必要な手続を自動的に行う仕組み（以下「E T Cシステム」といいます。）を利用しようとする者は、この利用規程を遵守しなければいけません。遵守しない場合は、E T Cシステムを使用して通行料金を収受する東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等（以下「E T Cシステム取扱道路管理者」といいます。）は、E T Cシステムの利用を拒絶することがあります。</p> <p>（利用に必要な手続）</p> <p>第3条 E T Cシステムを利用しようとする者は、第一号に掲げる手続を経た上、第二号から第四号に掲げる手続を行わなければいけません。</p> <p>一 E T Cシステム取扱道路管理者又はE T Cシステム取扱道路管理者との契約に基づきE T Cカード（車載器（自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車）をいいます。以下同じです。）に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を送信する無線機をいいます。以下同じです。）に挿入して車載器を作動し、及び通行料金の支払いに必要な情報を記録するカードをいいます。以下同じです。）を発行する者の定める手続によりE T Cカードの貸与を受けること。</p> <p>二 E T Cシステムを利用する自動車に車載器メーカーが適合するものと定めた車載器を購入その他の方法により取得すること。</p> <p>三 前号で取得した車載器を、車載器メーカーが示す方法により自動車に取り付けること。</p> <p>四 省令第4条第1項第三号に規定する一般財団法人が定める方法により、第二号で取得した車載器を通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすること（以下「セットアップ」といいます。）。</p> <p>（車載器の取扱い）</p> <p>第4条 車載器の分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってははいけません。</p> <p>2 車載器のアンテナ周辺に物を置くなどして電波をさえぎってははいけません。</p> <p>3 車載器を取得した者は、車載器の取り付けられた自動車のナンバープレート（自動車登録番号標及び車両番号標をいいます。）が変更になった場合、車載器の取り付けられた自動車をけん引できる構造に改造した場合、車載器を他の自動車に付け換えた場合等セットアップされている情報に変更が生じた場合には、再度セットアップをしなければいけません。</p> <p>（E T Cカードの取扱い）</p> <p>第5条 E T Cカードの分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってははいけません。</p> <p>2 E T Cカードの貸与を受けた者は、E T Cカードを紛失、盗難等により亡失した場合及び貸与されたE T Cカードが破損、変形した場合は、ただちにその旨をE T Cカードを発行した者に通知してください。</p> <p>3 有効期限が経過しているE T Cカード及びE T Cシステム取扱道路管理者又はE T Cシステム取扱道路管理者との契約に基づきE T Cカードを発行する者が無効としたE T Cカードは利用することができません。</p>

<p>(利用方法)</p> <p>第6条 ETCシステムを利用する者は、ETCカードを車載器に確実に挿入し、ETCシステムが利用可能な状態になったことを確認の上、車線表示板(料金所の車線の上に設置されたETCシステムの利用の可否を示す案内板をいいます。以下同じです。)に「ETC」、「ETC専用」、「ETC/一般」若しくは「ETC/サポート」の表示がある車線(以下「ETC車線」といいます。)、スマートIC(地方公共団体が高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第11条の2第1項の規定に基づき連結許可を受けた同法第11条第一号の施設又は道路法(昭和27年法律第180号)第48条の5第1項の規定に基づき連結許可を受けた同法第48条の4第一号の施設で、道路整備特別措置法施行規則(昭和31年建設省令第18号)第13条第2項第三号本文に規定するETC専用施設のみが設置され、同号イに規定するETC通行車のみが通行可能なインターチェンジをいいます。以下同じです。)の車線(料金所以外の箇所において「ETC」の表示があるETC通信施設の設置された車線を除きます。以下同じです。)又は一旦停止を要するETC車線(ETCシステム利用規程実施細則第6条その他の事項に定める料金所をいいます。以下同じです。)を通行してください。</p> <p>(ETCシステムの利用制限等)</p> <p>第7条 ETCシステム取扱道路管理者は、道路の管理上必要な場合は、予告なくETCシステムの利用を制限し、又は中止することがあります。</p> <p>(通行上の注意事項)</p> <p>第8条 ETCシステムを利用する者は、ETC車線を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 ETC車線が利用可能であることを確認し、20キロメートル毎時以下に減速して進入すること。 二 ETC車線内は徐行して通行すること。 三 前車が停止することがあるので、必要な車間距離を保持すること。特に車線表示板に「ETC/一般」又は「ETC/サポート」の表示がある車線では、前車がETCシステムを利用しない場合は、停止するので注意すること。 四 路側表示器(車線の側方に設置される装置で、通行することの可否のほか、車種の区分、通行料金の額等を表示するものです。以下同じです。)に通行することができる場合は「↑」、通行することができない場合は「STOP 停車」を表示するので、これらの表示を確認すること。 五 路側表示器の表示が「STOP 停車」の場合は、ETC車線上にある開閉式の横木(以下「開閉棒」といいます。以下同じです。)が開かない、又は閉じるので、開閉棒の手前で停止して係員の指示に従うこと。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしないこと。 六 路側表示器の表示が「↑」の場合は、ETC車線上にある開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。 七 他の車両と並進したり、他の車両を追い抜いたりしないこと。 <p>2 ETCシステムを利用する者は、スマートICの車線及び一旦停止を要するETC車線を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該車線の周辺に設置している案内板等に従って徐行して進入し、指定された停止位置(以下「停止位置」といいます。)で、必ず一旦停止すること。なお、停止位置で通信開始ボタンを押す必要がある場合には、案内板等の指示に従うこと。 二 他の自動車と並進したり、他の自動車を追い抜いたりしないこと。 三 開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。 四 開閉棒が開かない場合は、開閉棒の手前で停止して係員に申し出ること。 <p>3 二輪車でETCシステムを利用する者は、ETC車線、スマートICの車線及び一旦停止を要するETC車線を通行する場合は、前2項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 案内板や路面表示等により、二輪車の通行が可能な車線であることを確認し、進入すること。 	<p>(利用方法)</p> <p>第6条 ETCシステムを利用する者は、ETCカードを車載器に確実に挿入し、ETCシステムが利用可能な状態になったことを確認の上、車線表示板(料金所の車線の上に設置されたETCシステムの利用の可否を示す案内板をいいます。以下同じです。)に「ETC」、「ETC専用」、「ETC/一般」若しくは「ETC/サポート」の表示がある車線(以下「ETC車線」といいます。)、スマートIC(地方公共団体が高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第11条の2第1項の規定に基づき連結許可を受けた同法第11条第一号の施設又は道路法(昭和27年法律第180号)第48条の5第1項の規定に基づき連結許可を受けた同法第48条の4第一号の施設で、道路整備特別措置法施行規則(昭和31年建設省令第18号)第13条第2項第三号本文に規定するETC専用施設のみが設置され、同号イに規定するETC通行車のみが通行可能なインターチェンジをいいます。以下同じです。)の車線(料金所以外の箇所において「ETC」の表示があるETC通信施設の設置された車線を除きます。以下同じです。)又は一旦停止を要するETC車線(ETCシステム利用規程実施細則第6条その他の事項に定める料金所をいいます。以下同じです。)を通行してください。</p> <p>(ETCシステムの利用制限等)</p> <p>第7条 ETCシステム取扱道路管理者は、道路の管理上必要な場合は、予告なくETCシステムの利用を制限し、又は中止することがあります。</p> <p>(通行上の注意事項)</p> <p>第8条 ETCシステムを利用する者は、ETC車線を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 ETC車線が利用可能であることを確認し、20キロメートル毎時以下に減速して進入すること。 二 ETC車線内は徐行して通行すること。 三 前車が停止することがあるので、必要な車間距離を保持すること。特に車線表示板に「ETC/一般」又は「ETC/サポート」の表示がある車線では、前車がETCシステムを利用しない場合は、停止するので注意すること。 四 路側表示器(車線の側方に設置される装置で、通行することの可否のほか、車種の区分、通行料金の額等を表示するものです。以下同じです。)に通行することができる場合は「↑」、通行することができない場合は「STOP 停車」を表示するので、これらの表示を確認すること。 五 路側表示器の表示が「STOP 停車」の場合は、ETC車線上にある開閉式の横木(以下「開閉棒」といいます。以下同じです。)が開かない、又は閉じるので、開閉棒の手前で停止して係員の指示に従うこと。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしないこと。 六 路側表示器の表示が「↑」の場合は、ETC車線上にある開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。 七 他の車両と並進したり、他の車両を追い抜いたりしないこと。 <p>2 ETCシステムを利用する者は、スマートICの車線及び一旦停止を要するETC車線を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該車線の周辺に設置している案内板等に従って徐行して進入し、指定された停止位置(以下「停止位置」といいます。)で、必ず一旦停止すること。なお、停止位置で通信開始ボタンを押す必要がある場合には、案内板等の指示に従うこと。 二 他の自動車と並進したり、他の自動車を追い抜いたりしないこと。 三 開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。 四 開閉棒が開かない場合は、開閉棒の手前で停止して係員に申し出ること。 <p>3 <u>二輪車(道路運送車両法第3条の小型自動車又は軽自動車である二輪自動車(側車付二輪自動車(またがり式の座席、ハンドルバー方式のかじ取り装置及び3個の車輪を備え、かつ、運転者席の側方が開放された自動車であって、三輪幌型自動車として登録されている自動車を含みます。以下同じです。))を含みます。))</u>をいいます。以下同じです。)でETCシステムを利用する者は、ETC車線、スマートICの車線及び一旦停止を要するETC車線を通行する場合は、前2項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 案内板や路面表示等により、二輪車の通行が可能な車線であることを確認し、進入すること。
--	--

<p>二 案内板や路面表示等により、通行方法が示されている場合は、これらの表示に従って通行すること。</p> <p>三 蛇行、斜行したりせず、前車と十分な車間距離を保持し、1台ずつまっすぐに進入すること。</p> <p>4 二輪車（この項においてのみ側車付二輪自動車を除きます。）でETCシステムを利用する者は、ETC車線を通行する場合において、開閉棒が開かない、又は閉じるときは、第1項第五号の規定にかかわらず、後退したりせず、開閉棒及び後続車等に十分注意を払い、安全を確認の上、開閉棒を避けてETC車線から退避してください。この場合、駐停車が禁止されていない場所から安全を確認の上、遅滞なく、当該ETC車線を管理するETCシステム取扱道路管理者あてに連絡し、指示に従ってください。</p> <p>5 係員が車線を横断する場合がありますので、十分に注意して通行してください。</p> <p>6 ETCシステムを利用する者は、料金所以外の箇所において「ETC」の表示があるETC通信施設の設置個所付近を通行する場合は、標識その他の方法による表示に従ってください。この場合において、同一車線内での並走及び追い抜き並びに路肩走行を行ってはいけません。（ETCシステムを利用しない場合の通行方法）</p> <p>第9条 ETCシステムを利用しない者は、車線表示板に「ETC」又は「ETC専用」の表示がある車線、スマートICの車線及び一旦停止を要するETC車線に進入してはいけません。誤って、これらの車線に進入した場合は、開閉棒の手前で停止して係員の指示に従ってください。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしてはいけません。（通行料金の計算）</p> <p>第10条 ETCシステムを利用した場合は、ETCシステム取扱道路管理者の記録装置に記録された通行実績に基づき通行料金の計算を行います。（免責）</p> <p>第11条 ETCシステム取扱道路管理者は、ETCシステムを利用しようとする者又はETCシステムを利用した者がこの利用規程に従わないで被ったいかなる損害について、一切の責任を負いません。（別の定め）</p> <p>第12条 利用証明書を必要とする場合、障害者割引措置を受けようとする場合その他ETCシステムの利用に関して必要な事項は、この利用規程に規定するもののほか別に定めます。</p> <p>附 則</p> <p>1 この利用規程は、令和7年11月9日から適用します。</p> <p>2 令和5年3月26日付けETCシステム利用規程（以下「旧利用規程」といいます。）は、本規程の適用をもって廃止します。</p> <p>なお、本規程の適用前に旧利用規程の規定に基づき行われた手続で、本規程の適用の際現に効力を有するものは、本規程の規定により行われたものとします。</p>	<p>二 案内板や路面表示等により、通行方法が示されている場合は、これらの表示に従って通行すること。</p> <p>三 蛇行、斜行したりせず、前車と十分な車間距離を保持し、1台ずつまっすぐに進入すること。</p> <p>4 二輪車（この項においてのみ側車付二輪自動車を除きます。）でETCシステムを利用する者は、ETC車線を通行する場合において、開閉棒が開かない、又は閉じるときは、第1項第五号の規定にかかわらず、後退したりせず、開閉棒及び後続車等に十分注意を払い、安全を確認の上、開閉棒を避けてETC車線から退避してください。この場合、駐停車が禁止されていない場所から安全を確認の上、遅滞なく、当該ETC車線を管理するETCシステム取扱道路管理者あてに連絡し、指示に従ってください。</p> <p>5 係員が車線を横断する場合がありますので、十分に注意して通行してください。</p> <p>6 ETCシステムを利用する者は、料金所以外の箇所において「ETC」の表示があるETC通信施設の設置個所付近を通行する場合は、標識その他の方法による表示に従ってください。この場合において、同一車線内での並走及び追い抜き並びに路肩走行を行ってはいけません。（ETCシステムを利用しない場合の通行方法）</p> <p>第9条 ETCシステムを利用しない者は、車線表示板に「ETC」又は「ETC専用」の表示がある車線、スマートICの車線及び一旦停止を要するETC車線に進入してはいけません。誤って、これらの車線に進入した場合は、開閉棒の手前で停止して係員の指示に従ってください。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしてはいけません。（通行料金の計算）</p> <p>第10条 ETCシステムを利用した場合は、ETCシステム取扱道路管理者の記録装置に記録された通行実績に基づき通行料金の計算を行います。（免責）</p> <p>第11条 ETCシステム取扱道路管理者は、ETCシステムを利用しようとする者又はETCシステムを利用した者がこの利用規程に従わないで被ったいかなる損害について、一切の責任を負いません。（別の定め）</p> <p>第12条 利用証明書を必要とする場合、障害者割引措置を受けようとする場合その他ETCシステムの利用に関して必要な事項は、この利用規程に規定するもののほか別に定めます。</p> <p>附 則</p> <p>1 この利用規程は、令和8年4月1日から適用します。</p> <p>2 令和7年11月9日付けETCシステム利用規程（以下「旧利用規程」といいます。）は、本規程の適用をもって廃止します。</p> <p>なお、本規程の適用前に旧利用規程の規定に基づき行われた手続で、本規程の適用の際現に効力を有するものは、本規程の規定により行われたものとします。</p>
--	---